

社会福祉法人 米原市社会福祉協議会 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人米原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第7条第7項、第10条、第25条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事および評議員ならびに評議員選任・解任委員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態および役職に応じて別表1の報酬を支給する。ただし、本会職員を兼務し、本会給与規程に基づき給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

2 役員等の出張において、交通費の実費が伴う場合には、役職員旅費規程に基づき、旅費を支払う。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等の支給時期は、別表1に定める時期とする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年6月19日から施行する。

別表 1（第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項関係）

役職名	勤務形態	報酬額	報酬等の支給時期
会長	非常勤	年額 500,000 円	毎月 20 日 ※報酬の支給時期が休日となる場合は、その前日に繰り上げて支給する。 (支給額) 6 月・12 月 : 50,000 円 その他の月 : 40,000 円
副会長		年額 100,000 円	6 月・12 月
その他の理事・監事		年額 30,000 円	
評議員		年額 10,000 円	
評議員選任・解任委員		1 回 2,000 円	

② ここでの年額とは、4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年間（会計年度）の報酬額とする。

②年度の途中で退任または新たに選任された評議員の報酬については、月割計算を行い支給することとする。

③ ②の場合、その月の在任日数が月の半数を超える場合は 1 月、半数の場合は 0.5 月、月の半数に満たない場合は 0 月として計算する。

④任期の途中で退任した場合は、退任後速やかに精算し、支給する。